

本誓寺

門徒会通信

第八号

発行責任者
白崎 英旦

このままでは

六ヶ月後に本誓寺に対し 裁判所より解散命令!!

宗教法人法第八十一条は法人の解散について規定しており、その第四項には一年以上にわたり代表役員及びその代務者が欠けている場合には、宗教法人寺院としての機能が停止したとみなされ、解散命令が下されることとなります。本誓寺では本年二月九日に代表役員である吉田是行氏が逝去され、早や六ヶ月が経過しました。これまでに本山より仙台教務所長を通じ、本誓寺寺族（故是行氏の奥様である坊守吉田正子氏、候補衆徒・長男明氏、副住職・二男信氏）に対し今後の本誓寺について協議するよう求められてきました。しかしながら、長年にわたり坊守である吉田正子氏の所在を隠し続ける信氏に対し、本誓寺を正常化する門徒の会（以下、当会）会長が内容証明郵便にて居

所の問い合わせを行っても返事をもらうことは出来ませんでした。また、信氏は明氏に対し相続廃除の申し立てを盛岡家庭裁判所に起こしており、もはや寺院三者による協議は絶望的と思われまます。このような所業は大変残念でなりませんし、いかなる手段を行使しても住職の地位に就きたい二男信氏が候補衆徒（住職後継者）という地位を本山より認められていた長男明氏に対し嫌がらせ行為を行っているとと思わざるを得ません。長年にわたり先祖の霊を守ってきた我々門徒の気持ちを踏みにじることをこれ以上許すことは出来ません。門徒があつてのお寺であることを吉田姓を名乗る寺院の皆様は忘れたのでしょうか。「いい加減にして下さい」という思いが募るのは当然だと思えます。真宗大谷派寺院教会条例第一条には、「住職又は教会主管者が欠けたときは、遅滞なく後任者の任命を申請しなければならぬ」とされていますが、「故なく前項の申請を遅滞したときまたは特別の事由があるときは、宗務総長は、申請を待たずに住職又は教会主管者を任命

することができる。」とあります。総会開催権を持つ寺院代表・坊守吉田正子氏には一日も早く本誓寺門徒による門徒総会を開催し、正常化に向けた第一歩としての総代選任の場を設ける責任があります。総代の選任が行われなければ、住職を我々門徒が選出することは出来ず、また、そのまま住職逝去後一年が経過すれば、裁判所による解散命令が下されることになり、このことだけは絶対に避けなければなりません。真宗大谷派の最高規範である宗憲に則り、住職が選任されることを切に願うところですが、皆様はいかがお思いでしょうか。尚、前任職吉田是行氏の遺言は吉田家内のものであり、住職後継者決定には何の効力もないことを付記します。事態は切迫して来ております。御門徒の皆様には同封の葉書に記載した事項に御同意を頂くこと、すなわち寺院代表である坊守吉田正子氏が総会を開催せず総代の選任が行われない場合には、宗務総長により住職を任命することについて署名捺印の上、八月末までに御返送頂きたくお願い申し上げます。

当会は発足後四年半以上にわたり御門徒様方へ情報をお伝えするとともに仙台教務所長ならびに本山組織部への働きかけを行ってまいりました。また、宗教法人本誓寺を統括する岩手県総務部法務学事課による対応をお願いするとともに本誓寺の正常化が一日も早く成就するように、現在、本誓寺の庫裏に居住している副住職ならびに自称責任役員・総代の方々への協力を求めてまいりました。しかしながら、住職逝去後も正常化は遅々として進んでおりません。門徒の皆様方におかれましては、この状況がいつまで続くかと気を揉んでおられることと思いますが、まさに今が正念場です。前述致しました事の重大さを御理解頂き、一人でも多くの方々に賛同をお願いする次第です。

本誓寺問題の総括資料を作りましたので、参考にして頂けますと幸いです。

また、御質問や御意見がお有りの方はメール (oga-koke@tiamond.hiroba.cc) または FAX(019-662-7331) にて御連絡下さいますようお願い申し上げます。